

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画野多目三丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称	野多目三丁目地区地区計画	
位置	福岡市南区野多目三丁目の一部	
面積	約 6.4 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部より南南東約6 km に位置し、住宅を主体とした一体的開発が行われている地区である。</p> <p>今後の都市計画道路「井尻姪浜線（福岡外環状道路）」の開通に伴う新たな住宅市街地の形成に際し、既存緑地を保存し、緑を生かした潤いと活気のある住環境づくりを図るとともに、周辺と調和した魅力ある市街地空間の形成を誘導し、良好な中高層住宅地としてのまちづくりを図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>今後の交通利便性の向上や恵まれた自然環境を生かし、良質な中高層住宅地の形成、保全を図るとともに、地区南側に地区内居住者及び周辺住民のための利便施設等の立地誘導を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内居住者及び周辺住民の利便を図るため、隣接する公園との一体的な調和に配慮しつつ、地区北西部の既存緑地の整備、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境に調和し、緑豊かなオープンスペースを確保した中高層住宅が立地する良好な居住環境を創出するとともに、周辺戸建て住宅地を保全するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>また、良好な景観誘導を図るため建築物等の形態又は意匠の制限を定め、良好な中高層住宅地の形成を図る。</p>

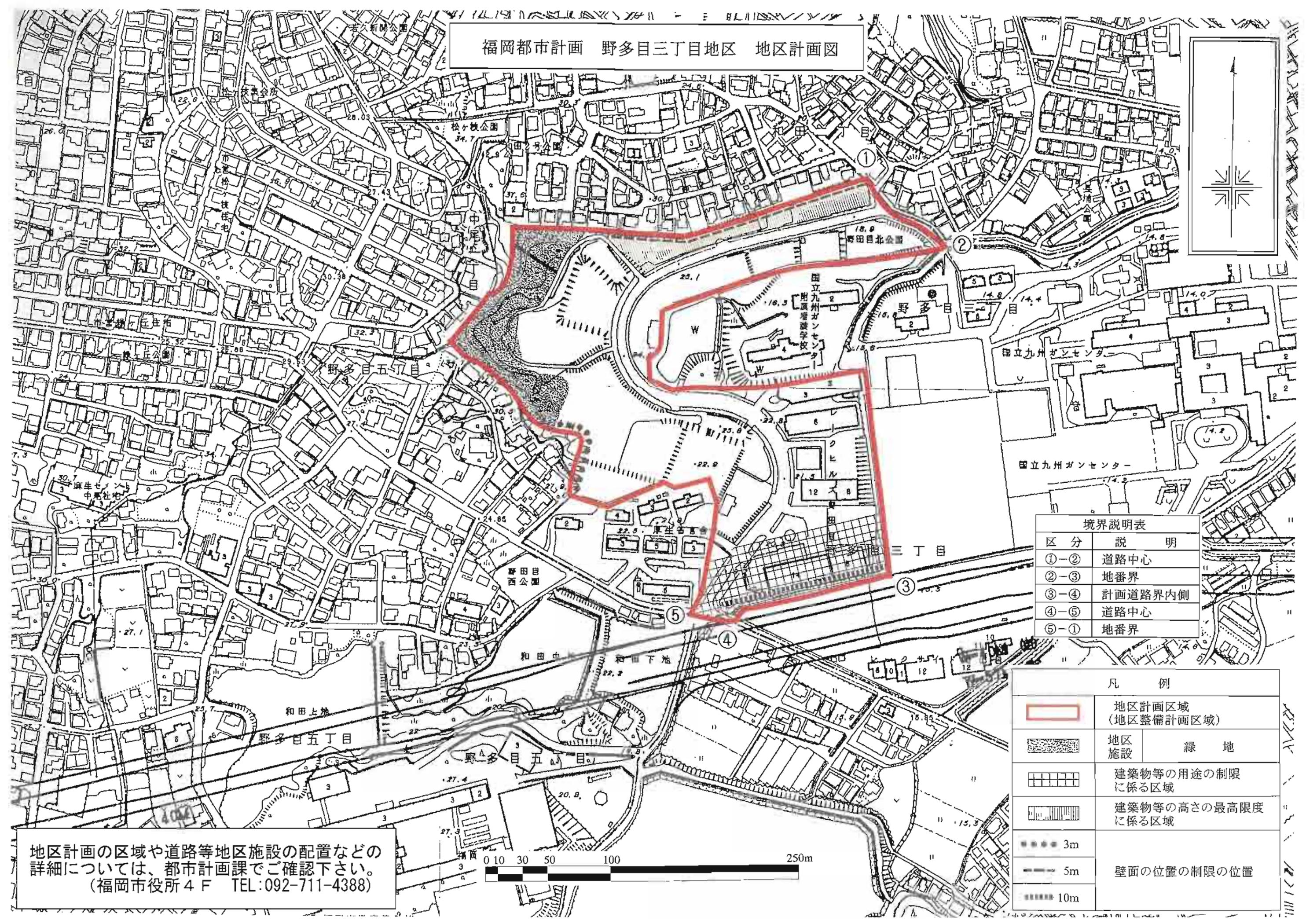
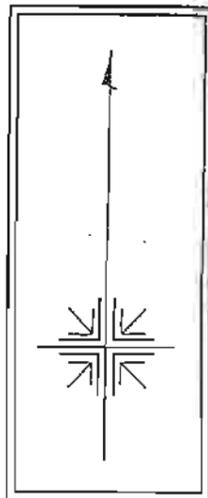
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	名称	面積	摘要
			緑地	約 0.7 ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		<p>計画図に示す区域において建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げる建築物</p>		
	壁面の位置の制限		<p>計画図に示す位置においては、各敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、10m、5m及び3mとする。</p> <p>ただし、建築物等の用途の制限に係る区域における住宅以外の用途の建築物の部分についてはこの限りでない。</p>		
	建築物等の高さの最高限度		<p>計画図に示す区域においては、12mとする。</p>		
	建築物等の形態又は意匠の制限		<p>建築物等の色調・デザインは、周辺環境に配慮した意匠とする。</p> <p>また、高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設については、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。</p>		

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区施設の配置、建築物等の用途の制限に係る区域、壁面の位置の制限の位置並びに建築物等の高さの最高限度に係る区域は計画図表示のとおり」

理由

地区整備計画で定めている地区施設で、整備が完了し、本市で管理を行うまでに至っている道路及び公園については、地区施設として定めた目的は達成されたといえることから、当該地区施設を地区整備計画から削除するため、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 野多目三丁目地区 地区計画図



区分	説明
①-②	道路中心
②-③	地番界
③-④	計画道路界内側
④-⑤	道路中心
⑤-①	地番界

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 緑地
	建築物等の用途の制限に係る区域
	建築物等の高さの最高限度に係る区域
	3m
	5m
	10m
	壁面の位置の制限の位置

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

